
はじめに

- はじめに -

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。

すなわち、緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、その市町村における緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を、住民の意見を反映させながら、明らかにするものである。

資料：新編「緑の基本計画ハンドブック」H19 社団法人・日本公園緑地協会、国土交通省 都市計画課・公園緑地課

計画項目

緑地の保全及び緑化の目標

緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項

生産緑地地区内の緑地の保全

緑地保全地域及び特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

緑化地域における緑化の推進に関する事項

緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

緑の基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、緑の基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされている。(都市公園法第3条第2項)

2 改定の目的

本市は、平成 16 年 3 月に「厚木市緑の基本計画」を策定し、緑に関する施策を展開してきたが、策定から 13 年が経過し、市民のニーズの多様化や少子高齢化の急激な進行、防災面や市民参加への重要性が高まり、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化している。

そこで、市民のニーズに適合した、より柔軟な計画にするため、本市の社会構造の変化、社会資本の整備水準、緑地の現況、土地利用の変化、さらには財政事情などを考慮するとともに、環境への配慮として、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会への転換などを考慮した計画とするため、現行の「厚木市緑の基本計画」の改定を行う。

3 改定のポイント

- (1) 本計画で定義する緑地を見直し、市全域を範囲に対象を広く捉え整理する。
- (2) 市民アンケートから、これまでの施策の展開への市民評価や今後期待される取り組みなどの市民意識を把握し、反映する。
- (3) 上位・関連計画の改定及び現行の緑の基本計画策定後に策定された関連計画を整理し、基本理念、基本方針、緑に関する目標設定の基礎情報とする。
- (4) 本市の社会構造の変化、緑地の現況や土地利用の変化、更には財政事情などを考慮しながら、都市公園の配置及び規模について見直しをする。
- (5) 頻発する自然災害に備え、地域防災計画と連携した防災体制の強化を図るため、緑地の適切な配置と機能の充実に努めるよう見直しをする。
- (6) 緑の基本計画は環境への配慮が欠かせないことから、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会への転換などを実行に移していく。
- (7) 今後の人口減少社会を捉え、緑地の確保目標水準、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準、緑化の目標の見直しをする。

4 計画期間と目標年次

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 47 年度までとする。

また、上位計画の計画期間に合わせ、中間目標年次を平成 32 年度と平成 37 年度とする。

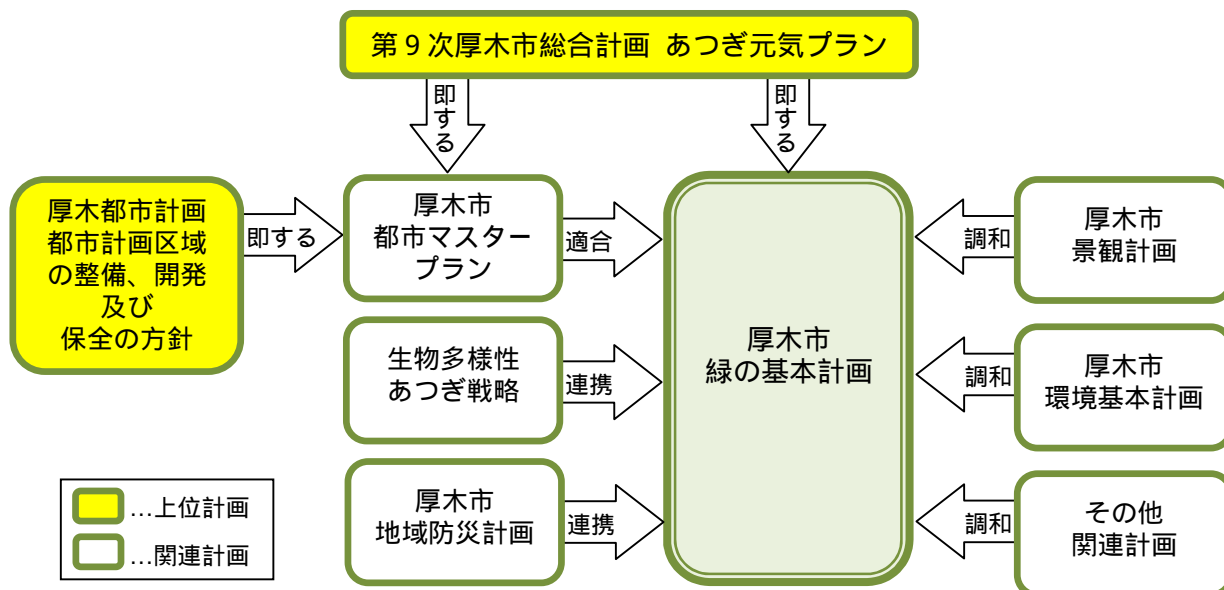
ただし、緑を守り、創る取り組みは、長期的な視点に立って、本市の目指していく緑の将来像、それに基づいた計画を示す必要があるため、緑の将来像及び配置計画については、長期的な「将来目標」として示すこととする。

また、市民のニーズに適合した、より柔軟な計画にするため、概ね 5 年ごとに計画全体の見直しをする。

5 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市計画制度に関する事項も含むことから、「第9次厚木市総合計画 あつぎ元気プラン」に即し、「厚木市都市マスタープラン」と適合する必要がある。

さらに、環境基本法による「環境基本計画」、景観法による「景観計画」などの関連計画と調和を図ることが重要である。



6 緑と緑地とは

【緑】樹林地、植栽地などを構成する樹木や草花といった個々の緑。

【緑地】樹林地や植栽地の他に、都市公園の機能を持つ施設において、一定の定義の中で担保されている土地及び空間。そのため、緑化されているかどうかに関わらず対象となる。



県立七沢森林公園
(施設緑地 都市公園)



一級河川 相模川
(地域制緑地 河川区域)

7 緑地の定義

対象とする緑地は以下に示すとおりである。

緑地の区分			緑地の内容		
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの		
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地、国民公園 自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設（国公立） 河川緑地 農業公園、児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド こどもの国 青少年公園
				公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地
		民間施設緑地		市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外） 一時開放広場 公開している教育施設（私立） 市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド 寺社境内地、屋上緑化空間、 民間のスポーツ・レクリエーション施設	
		地域制緑地		都市緑地法	特別緑地保全地区
				都市計画法	風致地区
				生産緑地法	生産緑地地区
				首都圏近郊緑地保全法他	近郊緑地保全区域
					近郊緑地特別保全地区
				古都保存法	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区
	自然公園法			自然公園	
	自然環境保全法		自然環境保全地域		
	農業振興地域の整備に関する法律		農業振興地域・農用地区域		
	河川法		河川区域		
	森林法	保安林区域 地域森林計画対象民有林			
	樹木保存法	保存樹・保存樹林			
	文化財保護法	名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財			
	協定	都市緑地法	緑地協定		
	条例等によるもの	条例・要綱・契約・協定等によるもの	緑地の保全地区		
			緑化の協定地区 樹林地の保存契約		
その他		協定による工場植栽地 都道府県・市町村指定の文化財			

……厚木市に存在しないため、緑地としてカウントしていないもの。

青字……市全域を範囲に対象を広く捉え整理し、新たに追加したもの。

